

「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」特約

ビッグローブ株式会社

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、次のとおりとします。

用 語	用 語 の 意 味
① BIGLOBE	ビッグローブ株式会社（以下「当社」といいます。）が「BIGLOBE法人会員規約（BIGLOBEオフィスサービス）」（以下「当社規約」といいます。）に基づき提供するサービス
② フレッツ光等	東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）が「IP通信網サービス契約約款」（以下「NTT東日本約款」といいます。）に基づき提供するIP通信網サービスのうちメニュー5の品目に係るもの
③ BIGLOBEオフィス光 with フレッツ	当社がBIGLOBEの料金とフレッツ光等の料金とを併せてBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員から回収するもの
④ BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員	この特約に基づき当社に「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の申込をした者
⑤ BIGLOBE契約	当社からBIGLOBEの提供を受けるための契約
⑥ フレッツ光等契約	NTT東日本からフレッツ光等の提供を受けるための契約
⑦ 光コラボレーション契約	光コラボレーション事業者からNTT東日本による卸電気通信役務を利用して提供するIP通信網サービスの提供を受けるための契約

- 2 前項に定めるほか、当社規約において定義された用語は、この特約において異なる意味が付与されていない限り、この特約においても当社規約におけるのと同じの意味を有するものとします。

第2条（目的）

この特約は、「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」に関する条件を定めることを目的とします。

第3条（特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法（当社所定のWeb サイトに掲載する方法を含みます。）によりBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員に通知することにより、この特約を変更することができます。この場合、その予告期間内に当社規約第9条に基づく会員契約の解約もしくは「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の解約の届け出が当社に対してなされないときは、この変更につきBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員による承諾があったものとみなします。

第4条（対象コース等）

「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の対象となるフレッツ光等のタイプならびにBIGLOBEのコース（以下「対象コース等」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) フレッツ光等がNTT東日本の提供に係る場合

フレッツ光等のタイプ名	BIGLOBEのコース名
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	総合コース
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	

第5条（「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の申込）

「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の適用を受けるには、申込者は、この特約に同意のうえ、当社規約およびNTT東日本約款に同意し、かつ、当社が定める方法にてBIGLOBE契約（対象コース等への変更を含みます。）およびフレッツ光契約の申込を行う必要があります。

- 2 「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」は、前項に基づき、BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員と当社との間でBIGLOBE契約が、および、BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員とNTT東日本との間でフレッツ光等契約がともに成立し、かつ、次の各号の要件を満たす場合に適用されます。尚、前項および本項に定める方法以外にてフレッツ光等契約の申込が行われた場合には、「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」は適用されません。

(1) 前項によるフレッツ光等契約に係る回線が開通すること

- 3 この特約に定めるところを除き、BIGLOBEおよびフレッツ光等の提供条件は、それぞれ当社規約およびNTT東日本約款によります。
- 4 当社は、「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の申込者によるフレッツ光契約に係わる申し込みの手続きを代行します。
- 5 BIGLOBE オフィス光 with フレッツ会員は、平成 24 年 12 月 1 日以後に第 2 項第 2 号所定の要件を満たすことなく、

「BIGLOBE オフィス光 with フレッツ」の適用を受けることができます。

第6条（「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の適用解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、各種手続きが完了した日が属する月をもって、「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の適用を解除します。

- (1) BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員がBIGLOBEを退会、利用停止した場合
- (2) フレッツ光契約の解除、移転、名義変更等の手続きをした場合

第7条（本サービスの通信に係る制限等）

当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者（NTT東日本を含みます。）は、本サービス会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。

第8条（BIGLOBEオフィス光 with フレッツ月額料金）

BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員が「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の適用を受けた場合、適用期間中の毎月の初日から末日までの間で当社が定める起算日（毎月の一定の日をいいます。）から、次の月の起算日の前日までの間（以下「料金月」といいます。）に支払うべきフレッツ光等の利用料金のうち基本額の部分および料金月に支払うべきBIGLOBEの月額基本料金を合わせた額（以下「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ月額料金」といいます。）を当社に支払うものとします。その料金額は、別表1のとおりとなります。

- 2 (NTT 西日本に関する記載は提供終了のため削除)
- 3 BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員は、フレッツ光がNTT東日本の提供に係わる場合、BIGLOBEオフィス光 with フレッツ月額料金のほかに、フレッツ光等に係る契約料、工事費、その他フレッツ光等の利用に係る料金を別途当社に支払うものとします。
- 4 (NTT西日本に関する記載は提供終了のため削除)
- 5 BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員は、第6条に基づき「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の適用を解除した場合、解除した日が属する月（以下「適用解除月」といいます。）の翌月以降、NTT東日本約款に基づきフレッツ光等の利用料金をNTT東日本に対し、および、適用解除月の翌月以降当社規約に基づきBIGLOBEの利用料金を当社に対し、それぞれ支払うものとします。
- 6 BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員は、NTT東日本約款に基づくNTT東日本の事由により、フレッツ光の利用料金、その他料金をNTT東日本に支払っていただく場合があります。

第9条（BIGLOBEオフィス光 with フレッツ月額料金等の支払方法）

BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員は、料金月の翌月に、第5条第1項に基づくBIGLOBE契約の申込に際して指定した料金の支払方法により、料金月の翌月に係るBIGLOBEオフィス光 with フレッツ月額料金および料金月に係るその他料金を当社に支払うものとします。

第10条（会員情報の取り扱い）

BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員には、当社がフレッツ光の契約に係わる申し込みの手続きを代行する目的およびフレッツ光の設定を自動化する機能を動作させる目的で、NTT東日本に対しそのBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員が「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の申し込みに際して入力した以下各号所定の事項を提供することを、承諾していただきます。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) その他フレッツ光の申し込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員には、当社が「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」およびフレッツ光のIPv6サービスを提供する目的で、NTT東日本から以下各号所定の事項の通知を受けることを、承諾していただきます。
 - (1) フレッツ光等の申し込みの手続きの処理状況
 - (2) フレッツ光等の利用料金と利用明細（回線終端装置利用料等や付加サービス利用料も含む）
 - (3) フレッツ光等契約の変更に係る事実（廃止、移転等）（ただし、その内容を含まない）
 - (4) フレッツ光契約の内容を特定するために必要な事項
 - (5) フレッツ光契約の回線を特定するために必要な事項
- 3 BIGLOBE オフィス光 with フレッツ会員には、当社がフレッツ光の IPv6 サービスの契約に係わる申し込みの手続きを代行する目的で、その申し込みに際して取得したフレッツ光の回線情報、氏名、電話番号を株式会社 JPIX に対し提供することを

承諾していただきます。

第11条（「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の変更または廃止）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法（当社所定のWebサイトに掲載する方法を含みます。）によりBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員に通知することにより、「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」を変更または廃止することがあります。

- 2 当社は、前項による「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の変更または廃止に起因して何ら責任を負うものではありません。

第12条（新規申込の受付終了）

「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の新規申込の受付は、2009年11月30日をもって終了したものとし、当社は、2009年12月1日以降の「BIGLOBEオフィス光 with フレッツ」の新規申込の受付はいたしません。ただし、当社が別に定める申込方法による受付は除きます。

第13条（回線終端装置の不返却時の損害賠償請求）

第5条第1項に定める申し込みによりBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員とNTT東日本との間に成立するフレッツ光契約が解除された場合において、そのBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員が、フレッツ契約に基づき貸与を受けていたフレッツ光に係わる回線終端装置をNTT東日本の定める期日および方法に従い返却しなかったときは、当社は、返却を受けられなかったことに起因してNTT東日本が被った損害の賠償をNTT東日本に代わりそのBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員に請求することがあります。（かかる請求に際し、当社は、かかる損害の賠償請求権をNTT東日本から譲り受けます。）当社が賠償を請求することができる損害の金額は、かかる回線終端装置の種類、そのBIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員がかかる貸与を受けていた期間の長さ、BIGLOBEオフィス光 with フレッツ会員が第8条第4項に基づき支払った回線終端装置の利用料の総額、返却されなかった回線終端装置をNTT東日本が再調達するために要する費用の金額等を加味してNTT東日本が算定する金額としますが、金38,000円（不課税）を上限とします。

附 則

この特約は、2025年4月15日から実施します。

別表1 料金表

1. 月額料金：

1-1：BIGLOBEオフィス光 with フレッツ月額料金：

1-1-1 フレッツ光等がNTT東日本の提供に係る場合：2025年3月利用分まで

フレッツ光等のタイプ名	フレッツ光等の配線方式	BIGLOBEのコース名	月額料金（税別）
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	—	総合コース	6,400円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	—		6,400円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ミニ	光配線方式、 またはVDSL方式		4,500円（税別）／月
	LAN配線方式		4,150円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン1	光配線方式、 またはVDSL方式		4,150円（税別）／月
	LAN配線方式		3,800円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン2	光配線方式、 またはVDSL方式		3,750円（税別）／月
	LAN配線方式		3,400円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ ミニ	光配線方式		4,500円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン1	光配線方式		4,150円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン2	光配線方式		3,750円（税別）／月

金額はすべて消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税等相当額は、ご利用時点の税率に基づき計算します。各料金費目の表示金額をもとにお手元で計算された額と実際の請求額が異なることがあります。

1-1-2 フレッツ光等がNTT東日本の提供に係る場合：2025年4月利用分から

フレッツ光等のタイプ名	BIGLOBEのコース名	月額料金（税別）
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	総合コース	6,600円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ		6,600円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ミニ *1		4,700円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン1 *1		4,350円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン2 *1		3,950円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ ミニ		4,700円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン1		4,350円（税別）／月
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン2		3,950円（税別）／月

*1 フレッツ光の配線方式による月額料金の差はございません。

(参考) フレッツ光等に係るNTT東日本料金表

1. フレッツ光等に係る初期費用：

1-1： フレッツ光等がNTT東日本の提供に係る場合：

フレッツ光等に係る契約料および工事費等については、NTT東日本約款によります。これらの料金に適用される値引き、割引等の特典はNTT東日本が実施している内容に準じます。工事費は工事の内容によって、別途費用が発生する場合があります。

以上